

2017年5月10日

お客様各位

株式会社 MOL JAPAN

**ペルー向け貨物対象
B/L 記載事項に関するご案内**

平素より、弊社サービスをご利用いただき厚く御礼申し上げます。

税関の新規則により、全てのペルー向け貨物に対して、下記詳細の Manifest 及び B/L 記載が必須となりますので、以下の通りご案内申し上げます。

お客様におかれましては、Shipping Instruction を差し入れて頂く際、記載漏れのないよう、ご協力のほど宜しくお願い申し上げます。

記

<対象貨物>

ペルー向け

<適用開始日>

2017年5月23日（到着日ベース）

<Manifest及びB/L記載必須追加事項>

ペルー国内の Consignee/Notify Party 様の RUC No. (Tax ID number)

以上

お問い合わせは、各営業担当までお願い致します。

マーケティンググループ 南米・アフリカトレード担当 (TEL : 03-3587-7133)